○経済産業省告示第三百五十号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の十第一項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者の認定を取り消したので、同法第八十八条第一項第一号の二の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月十四日

経済産業大臣　直嶋　正行

氏名又は名称	代表者の氏名	所在地	認定取消し年月日
ニイミ産業株式会社	取締役社長　新美　良夫	愛知県名古屋市中村区那古野一丁目三十九番十二号	平成二十一年十二月三日

○国土交通省告示第千二百九十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第四項の規定により、柏崎都市計画事業柏崎駅前土地区画整理事業の施行規程及び事業計画について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十一年十二月十五日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　新潟県柏崎市駅前二丁目二番四十一号　独立行政法人都市再生機構東日本支社柏崎都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千二百九十一号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第五項の規定に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十五年国土交通省告示第九百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

二の項中「愛知県名古屋市瑞穂区新開町十二番六号」を「愛知県名古屋市中区伊勢山二丁目五番二十一号」に改める。

○防衛省告示第二百十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月十四日

防衛大臣　北澤　俊美

一　期間　平成二十二年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

二　区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

三　その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月十四日

防衛大臣　北澤　俊美

一　期間　平成二十二年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

二　区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

三　その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月十四日

防衛大臣　北澤　俊美

一　期間　平成二十二年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

二　区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒

(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒

(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

三　その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月十四日

防衛大臣　北澤　俊美

一　期間　平成二十二年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

二　区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒

(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒

(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒

(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒

(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒

(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

三　その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。